

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会 2023年1月 VOL. 78

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

大変寒さの厳しい気候が続いておりますので、特に屋外作業では防寒対策をしっかりと風邪・インフルエンザ等にかからないように、体調管理に十分留意する様をお願いします。コロナ感染症は全国的に第8波に突入し、感染者数が急増しておりますので引き続き、大声での会話禁止、密集した場所の回避、うがい、マスク着用、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

新年のご挨拶

謹んで新春の祝詞を申し上げます。皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は大変お世話になり、多くのご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。年末年始から全国的に大変厳しい寒波が襲来しておりますので、安全行動に十分留意願います。又昨年末よりコロナ感染症、オミクロン株の第8波が流行しておりますが、今年も組合職員一同更なる業務効率・サービスの向上に向け、気持ちを新たに努めて参ります。皆様のより一層のご支援・ご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

【再度・重要】建設業の技能実習における受入れ基準の強化

2020年1月1日より建設業の技能実習における受入れ基準が強化されております。

- ① 建設業法第3条許可を取得していること
- ② 月給制の採用
- ③ 建設キャリアアップシステムへの登録、企業は事業者IDを取得していること

現在、実習生を受け入れている企業、上記①②③の要件を満たさない場合は、新規の受入れができませんので、ご注意ください。

※技能実習生1号は2号移行時までには必ず建設キャリアアップシステムに登録完了すること

技能実習計画認定申請時に技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類、建設キャリアアップカードの写しが必要になりますので、登録完了していないと、2号の実習計画認定が下りません。ご注意ください。

また2022年4月1日、以下の改正が適用となりました。

- ④ **受入れ人数枠の設定強化** 実習生の受入れ人数は、**常勤雇用者数を超えないこと**
但し、優良な実習実施者及び一般監理団体の場合はこの基準は適用されません。

技能実習計画の早期認定申請

外国人技能実習機構では令和4年3月から技能実習生の入国が再開された事に伴い令和4年3月～6月に入国した技能実習生の第2号技能実習計画認定申請については申請が集中する事が予想される為従来の「技能実習計画の認定申請は原則技能実習開始予定日の6ヶ月前から3ヶ月前まで」を「8ヶ月前から受け付けます」に変更し、早期申請に協力してもらいたいとの通知を出しました。現在既に外国人技能実習機構での認定作業には従来よりも相当の日数を要しておりますので、必要な情報・資料の作成にはご協力をお願い致します。

また、新たに新規実習生を採用される場合も、技能実習計画の認定には時間を要しているため、早期に実習計画を策定願います。※希望入国日の6ヵ月～9ヶ月前にご依頼をお願いします。

技能実習生に対する人身取引の禁止

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」は人身取引に該当する可能性がありますので絶対に行わないように願います。人身取引は重大な人権侵害であり、犯罪です。

労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用または脆弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせるの3つの要件を満たすものです。

強制労働：労働者の意思に反して働かせる行為

中間搾取：第三者が労働者の賃金を不当に得る行為

暴力、脅迫、監禁その他の強制力：暴力、脅迫、監禁の他、怒鳴る、殴りかかろうとする

権力の濫用または脆弱な立場に乗ずる：職場内の上下関係を利用して、相手の弱い立場につけ込む

国外居住親族に係る扶養控除制度

外国人技能実習生が国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除等の適用を受けるためには一定の確認資料（親族関係書類・送金関係書類）の提出が必要です。また、令和5年1月からは扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族（居住者の親族のうち、合計所得金額が48万円以下である者）のうち下記(1)から(3)のいずれかに該当する者に限られることとされました。

(1) 年齢16歳以上30歳未満の者

(2) 年齢70歳以上の者

(3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、①留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者、

②障害者、③※その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※詳細は、別紙の同封書類にてご確認をお願いします。

緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	070-3667-8667（杉戸）	080-4477-6005（廣畑）
	080-4809-6669（李）	090-2323-7188（王）

国外居住者への送金について、令和5年抜粋

(共通)

【Q1】 国外居住親族に係る扶養控除等の制度の概要を教えてください。

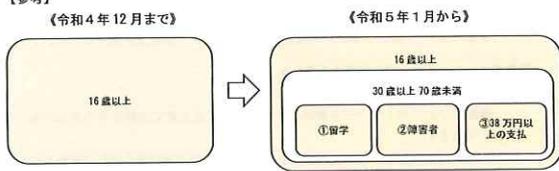
【A】

居住者が、国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除(以下「扶養控除等」といいます。)の適用を受けるためには、給与等又は公的年金等の支払者に下記【Q2】に記載の一定の確認書類(親族関係書類・送金関係書類)の提出又は提示をすることがあります。

また、令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族(居住者の親族のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいいます。以下同じです。)のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者に限られることとされました⁽¹⁾。さらに、その国外居住親族について、扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等又は公的年金等の支払者に下記【Q2】に記載の一定の確認書類(親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類)の提出又は提示をすることがあります。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
 - (2) 年齢70歳以上の者
 - (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- (注) この国外居住親族に係る扶養控除の取扱いは、令和5年1月以後に支払を受けるべき給与等又は公的年金等から適用されます。

【参考】



【Q2】 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けるための手続の概要を教えてください。

【A】

給与等又は公的年金等について、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする居住者は、次のとおり、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの申告書を提出する際、その国外居住親族に係る「確認書類」(次の「親族関係

に提出又は提示をすることがあります。

	給与等の受給者		公的年金等の受給者
	扶養控除等申告書等の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類	扶養親族等申告書の提出時に必要な確認書類
配偶者控除、 配偶者特別控除	「親族関係書類」 ※ 源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び 「送金関係書類」 ^(注)	「親族関係書類」
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」

(注) 年末調整の際、配偶者控除等申告書の提出時に、これらの確認書類の提出又は提示をすることがあります。

なお、扶養控除等申告書を提出する際には、非居住者である配偶者について、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示した場合には、扶養控除等申告書の提出の際に、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

<表の見方>

例えば、給与等の受給者が、国外居住親族に該当する源泉控除対象配偶者について配偶者控除の適用を受けようとする場合には、扶養控除等申告書の提出時に「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。さらに、年末調整の際には、「送金関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

【Q3】 国外居住親族の対象となる親族の範囲を教えてください。

【A】

所得税法における「親族」は、民法の規定による親族、すなわち、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族とされています。これは、国外居住親族の場合も同じです。

【Q4】 親族が非居住者に該当するか又は障害者に該当するか否かの判定や、親族の年齢の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

また、親族が上記【Q2】の「③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」に該当するか否かの判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【A】

<非居住者・障害者に該当するか否かの判定>

親族が非居住者に該当するか否かや、障害者に該当するか否かについては、扶養控除等申告書などの申告書を提出する日の現況により判定します。

<年齢の判定>

親族の年齢については、その年12月31日(扶養控除等申告書などの申告書を提出する時

書類)、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」をいいます。以下同じです。)の提出又は提示をすることがあります。

(注) なお、確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合も、「確認書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したことにより年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合の「確認書類」については、その必要はありません。

<扶養控除に係る確認書類>

国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を給与等又は公的年金等の支払者に提出又は提示する必要があります。

	給与等の受給者		公的年金等の受給者
	扶養控除等申告書等の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類	扶養親族等申告書の提出時に必要な確認書類
16歳以上30歳未満 又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」及び「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)		

(注) 扶養控除等申告書等は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「授けた給与についての扶養控除等(異動)申告書」をいいます。以下同じです。

<表の見方>

例えば、給与等の受給者が、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族で、「① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」について扶養控除の適用を受けようとする場合には、扶養控除等申告書の提出時に「親族関係書類」と「留学ビザ等書類」の両方を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。さらに、年末調整の際には、「送金関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

また、給与等の受給者が、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族で、「③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」について扶養控除の適用を受けようとする場合には、扶養控除等申告書の提出時に「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。さらに、年末調整の際には、「38万円送金書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

<配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類>

国外居住親族について配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受けようとする居住者は、次表のとおり、該当する全ての確認書類を給与等又は公的年金等の支払者

までに死亡した者については、その死亡の時)の現況により判定します。

<「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」の判定>

親族が上記【Q2】の「③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」に該当するか否かは、扶養控除等申告書などの申告書を提出する日の現況において見積もったその年中の支払金額で判定します。

ただし、年末調整において国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける際には、「生計を一にする事実」欄に記載した扶養控除等申告書を提出する必要があり、その欄には、実際にその年中に支払った金額を記載(さらに、「38万円送金書類」を提出又は提示)しますので、結果として、その年中の支払金額が38万円未満となった場合には、年末調整においてその国外居住親族について扶養控除の適用を受けることはできないこととなります。

【Q5】 上記【Q2】の「① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」とは、どのような人进行うのですか。

【A】

上記【Q2】の「① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」とは、国内に住所又は居所を有していた親族で、外国の大学や高校等に留学することになり、留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった人进行います。

【Q6】 上記【Q2】の「② 障害者」とは、どのような人进行うのですか。

【A】

上記【Q2】の「② 障害者」とは、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する人进行います。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人
- (5) 戦傷病者特別優遇法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所の認定を受けている人

(注) したがって、例えば、外国政府等から身体障害者手帳に相当する手帳の交付を受けている場合であっても、上記のいずれにも該当しない場合には、障害者に該当しないこととなります(外国において交付を受ける障害者手帳は、日本において発行されるものではないことから、上記の例には該当しません。)

[Q7] 上記 [Q2] の「③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けているかどうかの判定(以下「38 万円以上」の判定」といいます。)のしかたに関して、次のことを教えてください。

＜親族に金融機関から送金をする場合＞

- ① 居住者が 12 月末に国外送金を行ったが、実際に親族の口座に入金されたのが翌年 1 月になった場合、どの年に生活費又は教育費の支払があったものとなるのでしょうか。
 - ② 「38 万円以上」の判定に当たっては、居住者が親族に国外送金をする際に金融機関に支払う送金手数料などの各種手数料の額も含めてよいのでしょうか。また、その送金を受ける親族が、その各種手数料を金融機関によってその送金される金額から差し引かれる形で支払う場合についても教えてください。
 - ③ 国外送金を次のように行う場合、「38 万円以上」の判定をするための邦貨(円)換算はどのように行うのですか。
 - イ 自身が保有する本邦通貨(円)を金融機関において外国通貨に替えて、その金融機関においてその外国通貨で送金する場合
 - ロ 自身が保有する外国通貨を、そのままその外国通貨で送金する場合
- ＜親族がクレジットカードを利用する場合＞
- ④ 親族が 12 月末にクレジットカードを利用し、その支払(居住者の銀行口座からの引き落とし)が翌年 1 月に行われた場合、どの年に生活費又は教育費の支払があったものとなるのでしょうか。
 - ⑤ 親族にクレジットカードを利用させることにより生活費又は教育費の支払をする場合、「38 万円以上」の判定をするための邦貨(円)換算はどのように行うのですか。

[A]

＜親族に金融機関から送金をする場合＞

- ① 生活費又は教育費の支払があった日について
居住者が金融機関において送金を行った日に、親族に対して生活費又は教育費の支払があったものとされます。
したがって、例えば、親族の口座に実際に入金された日が令和 6 年中であったとしても、居住者がその送金を行ったのが令和 5 年中なのであれば、令和 5 年に生活費又は教育費の支払があったものとして「38 万円以上」の判定を行います。
- ② 手数料について
金融機関から送金をする際に支払う送金手数料などの各種手数料については、その金額を含めて「38 万円以上」の判定を行うこととして差し支えありません。これは、その各種手数料について、居住者が国外送金をする際に金融機関に支払う場合であっても、その送金を受ける親族が金融機関によってその送金される金額から差し引かれる形で支払う場合であっても同じです。

- 8 -

た金額)により「38 万円以上」の判定をすることとして差し支えありません。

【参考】「38 万円以上」の判定における邦貨換算の方法

原則	邦貨換算の方法
例外①	その送金(クレジットカードの利用)をした日の電信売買取相場の仲値 その送金(クレジットカードの利用)について現に支出した本邦通貨(円)の額
例外②	その送金(クレジットカードの利用)をした金額の年間の合計額につき、その年最後の送金(クレジットカードの利用)の日の電信売買取相場の仲値又はその最後の送金(クレジットカードの利用)に係る実際に適用された外国為替の売買取相場により一括して換算した金額

(注) その年に、同一の親族に対して生活費又は教育費の支払を国外送金の方法及びクレジットカードの利用による方法の両方による場合は、その方法別に邦貨(円)換算を行います。

[Q8] 「親族関係書類」とは、どのような書類をいいますか。

[A]

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

- ① 戸籍の附票の写しその他の図又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

[Q9] 「留学ビザ等書類」とは、どのような書類をいいますか。

[A]

「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る次の①又は②の書類で、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

- ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し

[Q10] 「送金関係書類」とは、どのような書類をいいますか。

[A]

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は

- 10 -

ただし、「38 万円送金書類」において、その各種手数料の額が記載されている場合に限り、

(注) したがって、例えば、居住者が、親族に対して、37 万円を国外送金し、それに係る送金手数料などの各種手数料が 1 万円生じる場合、その親族に対する生活費又は教育費に充てるための支払は 38 万円あったものとして差し支えありません。ただし、「38 万円送金書類」において、その各種手数料の額が記載されている場合に限り、

③イ 邦貨換算(本邦通貨→外国通貨)について

原則として、居住者が国外送金をした金融機関のその送金をした日におけるその外国通貨に係る対顧客直物電信売買取相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下「電信売買取相場の仲値」といいます。)(注 1)により本邦通貨(円)に換算します。ただし、例えば、国外送金をする金融機関に保有する円預金口座から、その金融機関において外国通貨に替えて送金をする場合など、本邦通貨(円)により外国通貨を購入し直ちに送金するときは、現に支出した本邦通貨(円)の額(円預金口座から引き落とされた金額)を邦貨換算額として差し支えありません。

また、その年中において国外送金をした金額の合計額について、その年最後の支払(注 2)の日の電信売買取相場の仲値又はその最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買取相場(実際に適用された為替レート)により一括して本邦通貨(円)に換算した金額により、「38 万円以上」の判定をすることとして差し支えありません。

(注) 1 電信売買取相場の仲値については、原則として、その支払に係る金融機関のものによりますが、その居住者のまたる取引金融機関のものなど合理的なものを優先して使用している場合には、その合理的なものを使用することとして差し支えありません。以下同じです。
2 年末調整においては、扶養控除等の適用を受けるために「生計を一にする事実」を記載した扶養控除等申告書を提出する旨の通知をいいます。以下同じです。

③ロ 邦貨換算(外国通貨→外国通貨)について

原則として、居住者が国外送金をした金融機関のその送金をした日における電信売買取相場の仲値により本邦通貨(円)に換算します。

また、その年中において国外送金をした金額の合計額について、その年最後の支払の日の電信売買取相場の仲値又はその最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買取相場(実際に適用された為替レート)により一括して本邦通貨(円)に換算した金額により、「38 万円以上」の判定をすることとして差し支えありません。

＜親族がクレジットカードを利用する場合＞

④ 生活費又は教育費の支払があった日について

親族がクレジットカードを利用した日において生活費又は教育費の支払があったものとされます。

したがって、例えば、クレジットカードの利用に係る居住者の銀行口座からの引き落としが令和 6 年中に行われたとしても、その利用が令和 5 年中に行われたものであれば、令和 5 年に生活費又は教育費の支払があったものとして「38 万円以上」の判定を行います。

⑤ 邦貨換算について

クレジットカードの利用が外国通貨で決済されたものである場合には、原則として、そのクレジットカードの利用をした日における電信売買取相場の仲値により本邦通貨(円)に換算します。

ただし、その外国通貨で決済されたものについて、居住者の円預金口座から引き落とし支払われるときは、現に支出した本邦通貨(円)の額(その口座から引き落とされ

- 9 -

教育費に充てるための支払を必要の程度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

① 金融機関(注)の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する金額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

(注) 金融機関には、資金決済に関する法律第 2 条第 3 項に規定する資金移動業者も含まれます。

[Q11] 「38 万円送金書類」とは、どのような書類をいいますか。

[A]

「38 万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が 38 万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

[Q12] 「親族関係書類」などの「確認書類」は、原本の提出又は提示が必要ですか。

[A]

- ・ 「親族関係書類」については、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要となります。
- ・ 「留学ビザ等書類」については、外国政府等が発行する査証に類する書類の写し又はは在留カードに相当する書類の写しの提出又は提示をします。
- ・ 「送金関係書類」及び「38 万円送金書類」については、原本に限らずその写しの提出又は提示も認められています。

[Q13] 年末調整の際、扶養控除等の適用を受けようとする国外居住親族がいる場合、当初提出された扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合でも、扶養控除等申告書を再度提出してもらう必要がありますか。

[A]

扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄には、居住者がその年において国外居住親族に送金等をした額の総額を記載することとされていますが、これは年末調整の際に記載するため、当初提出された申告書にはこの記載がされていません。

このため、扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合であっても、年末調整の際には、居住者から、次のいずれかの方法により「生計を一にする事実」欄の記載がされた扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。

- 11 -

- ① 当初提出された扶養控除等申告書をその居住者に返却して、国外居住親族への送金等の総額を追記して再度提出していただく方法
- ② 国外居住親族への送金等の総額を記載した扶養控除等申告書を別途提出していただく方法
- (注) 年末調整の際、障害者控除を受けようとする国外居住親族(源泉控除対象者に該当せず、同一生計配偶者に該当する者又は控除対象扶養親族以外の扶養親族に限ります。)、がいる場合、当初提出された扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合であっても、年末調整の際には、居住者から、次のいずれかの方法により、「生計を一にする事実」を記載した扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。
- ① 当初提出された扶養控除等申告書をその居住者に返却して、国外居住親族への送金等の総額をその扶養控除等申告書の「障害者又は勤労学生の内容」欄に追記して再度提出していただく方法
- ② 国外居住親族への送金等の総額を扶養控除等申告書の「障害者又は勤労学生の内容」欄に記載し、別途提出していただく方法
- ※ 障害者控除を受けようとする国外居住親族(源泉控除対象者に該当せず、同一生計配偶者に該当する者又は控除対象扶養親族以外の扶養親族に限ります。)、がいる場合、居住者は、当初提出する扶養控除等申告書の「障害者又は勤労学生の内容」欄に、障害者の状態や障害の程度(障害の等級)などの障害者に該当する事実に加え、国外居住親族の氏名、住所又は居所、生年月日、所得の見積額などを記載する必要があります。また、その居住者は、年末調整の際に、上記①又は②のいずれかの方法により、扶養控除等申告書に国外居住親族への送金等の総額を記載する必要があります。

[Q14] 「親族関係書類」などの「確認書類」が外国語で作成されている場合、翻訳文を添付していただく必要がありますか。

[A]
「親族関係書類」などの「確認書類」が外国語で作成されている場合には、法令により、その翻訳文も提出又は提示することとされています。
したがって、外国語で作成された「確認書類」に翻訳文が添付されていない場合には、申告書の提出者に対し、翻訳文も提出又は提示するよう求めてください。

[Q15] 非居住者である親族が16歳未満の場合であっても、「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示をいただく必要がありますか。

[A]
所得税法においては、非居住者である親族が16歳未満である場合であっても、居住者がその親族に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示をいただく必要があります。
(注) 地方税法においては、控除対象外国扶養親族(国内に住所を有しない扶養親族のうち16歳未満である人)については、一定の場合に、「親族関係書類」や「送金関係書類」を住所所在地の市区町村に提出することとされています。地方税に関する事項については、住所所在地の市区町村にお尋ねください。

[Q16] 扶養親族が留学する場合、留学期間が短い場合でも国外居住親族に該当しますか。

[A]
扶養親族が留学する場合において、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通

記載されている有効期間(在留期間)内のものであることの確認

[Q19] 例えば、外国の公的機関が発行した運転免許証などの身分証明書も「親族関係書類」に該当しますか。

[A]
運転免許証などの外国の公的機関が発行した身分証明書は、一般的には、国外居住親族である者本人の身分を明らかにするものであり、居住者との親族関係を明らかにするものには該当しないと考えられますので、当該身分証明書だけでは「親族関係書類」には該当しません。

[Q20] 「親族関係書類」が旧姓で記載されている場合には、どのように対応すればよいですか。

[A]
「親族関係書類」は、国外居住親族に該当する旨を証する書類とされています。このため、提出又は提示された書類が旧姓で記載されているため、国外居住親族であることが明確に判断できない場合で、例えば、旅券の写しや公的機関が交付した他の書類などにより、現姓名と旧姓名の関係が明らかになるときは、その書類(写しを含みます)についても、併せて提出又は提示をしていただくよう申告書の提出者に依頼してください。

[Q21] 国外居住親族について異動がない場合であっても、毎年、その年の扶養控除等申告書の提出を受ける際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「留学ビザ等書類」の提出又は提示をいただく必要がありますか。

[A]
扶養控除等申告書などの申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、その申告書が提出される日の現況により判断する必要がありますので、基本的には、扶養控除等申告書などの申告書を提出する都度、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「留学ビザ等書類」の提出又は提示をいただく必要があります。
なお、その国外居住親族の親族関係や住所又は留学の事実等に異動がない場合には、前年以前に提示した「親族関係書類」や「留学ビザ等書類」を再度提示することも可能ですが、その場合は、給与等の支払者が扶養控除等申告書などの提出を受ける際に、その国外居住親族との親族関係や留学の事実について前年と変更がないかを申告書の提出者に確認していただくようお願いします。

[Q22] 戸籍の附票の写しだけでも「親族関係書類」に該当しますか。

[A]
戸籍の附票の写しやその他の国又は地方公共団体が発行した書類だけでは、「親族関係書類

が必要とするものでなければ、その扶養親族は国外居住親族には該当しません。
その扶養親族が国外居住親族に該当しない場合には、法令上は、その者に係る「親族関係書類」などの「確認書類」の提出又は提示は必要ありません。
なお、上記のような短期留学(1年未満)の場合であっても、別居している扶養親族を控除対象扶養親族とする場合には、生計を一にしていることを確認するために、法令上の手続ではありませんが、送金等を行っていることが分かる書類等をご確認ください。

[Q17] 給与等又は公的年金等の受給者から提出を受けた「親族関係書類」などの「確認書類」について、保存義務はありますか。

[A]
給与等又は公的年金等の受給者から提出を受けた「親族関係書類」などの「確認書類」に関して、法令上、個別に保存義務を定めた規定はありませんが、扶養控除等申告書などの申告書は、法令により、給与等又は公的年金等の支払者において7年間保存することとされていますので、「親族関係書類」などの「確認書類」も扶養控除等申告書などの申告書と併せて保存してください。

(親族関係書類・留学ビザ等書類)

[Q18] 「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」について、書類の提出日より1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。

[A]
「親族関係書類」については、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんので、書類の提出日より1年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。
ただし、扶養控除等の対象となる親族については、結婚や離婚などにより異動があるため、扶養控除等申告書などの申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、その申告書が提出される日の現況により判断することとされています。
したがって、「親族関係書類」の発行日が扶養控除等申告書などの申告書の提出日より数か月以上前であるような場合には、これらの申告書の提出を受ける際に、その国外居住親族の親族関係に変更がないかを申告書の提出者に確認していただくようお願いいたします。

「留学ビザ等書類」についても、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんが、この書類は、留学の在留資格に相当する資格をもって外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものということから、例えば次のような確認をしていただくようお願いいたします。
・ 「留学ビザ等書類」として外国政府等が発行した査証に類する書類の写しの提出があった場合で、その発行年月日が通常の留学期間よりも前のものであるときは、在留カードに相当する書類の写しの提示を求めるとして、現在においても留学中であることを確認
・ 「留学ビザ等書類」として在留カードに相当する書類の写しを用いる場合には、そこに

類に該当しません。
これらの書類を併せて、国外居住親族の方の旅券の写しの提出又は提示も必要となります。
(注) また、逆に、旅券の写しだけでも「親族関係書類」に該当しませんので、旅券の写しと併せて、戸籍の附票の写しやその他の国又は地方公共団体が発行した書類の提出又は提示が必要となります。

[Q23] 旅券の写しの提出又は提示を受ける場合は、どのページの写しが必要ですか。

[A]
旅券の写しについては、国外居住親族の方の氏名、生年月日などが記載されている身分事項のページの写しが必要です。

[Q24] 国外居住親族の旅券の写しについて、その旅券の記載内容に変更がない場合であっても、毎年、その年の扶養控除等申告書などの提出を受ける際に、提出又は提示をいただく必要がありますか。

[A]
国外居住親族の旅券について、その旅券の記載内容に変更がない場合であっても、その年の扶養控除等申告書などに係る国外居住親族の「親族関係書類」として使用する場合には、原則として、その申告書の提出の都度、その旅券の写しの提出又は提示をいただく必要があります。
ただし、給与等又は公的年金等の支払者に前年以前に提出された旅券の写しについて、申告書の提出者から、内容に変更がないため前年以前に提出した旅券の写しにより確認してほしい旨の申出があった場合において、その旅券が有効期間中であることが、給与等又は公的年金等の支払者がその前年以前に提出された旅券の写しにより確認することができることは、旅券の写しの提出又は提示を省略しても差し支えありません。

[Q25] 「親族関係書類」について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類とは、具体的にどのような書類ですか。

[A]
外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類とは、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が記載されている書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものですが、具体的には次のような書類が該当します。
① 戸籍謄本その他これに類する書類
② 出生証明書
③ 婚姻証明書
(注) 例えば、フィリピン共和国のバランガイ組織が発行するバランガイ証明書も外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類と同様に取扱いして差し支えありません。

[Q26] 一つの「親族関係書類」だけでは居住者の親族であることが確認できない場合、国外居住親族に係る扶養控除等の適用はできないのですか。

[A]

「親族関係書類」が外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類である場合、これらの外国政府等が発行する書類の記載項目は様々であり、一つの「親族関係書類」だけでは居住者の親族であること（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所）を証明することができないことも考えられます。

また、2親等以上の親族関係を証明するなどの場合には、一つの「親族関係書類」だけでは、居住者との親族関係を証明することができないことも考えられます。

このような場合は、複数の書類を組み合わせるにより、国外居住親族が居住者の親族であることの確認ができるのであれば、国外居住親族に係る扶養控除等を適用することができます。

[Q27] 国外居住親族の在留カードに相当する書類の写しについて、その書類の記載内容に変更がない場合であっても、毎年、その年の扶養控除等申告書などの提出を受ける際に、提出又は提示をしてもらう必要がありますか。

[A]

国外居住親族の在留カードに相当する書類について、その記載内容に変更がない場合であっても、その年の扶養控除等申告書などに係る国外居住親族の「留学ビザ等書類」として使用する場合には、原則として、その申告書の提出の都度、その在留カードに相当する書類の写しの提出又は提示をしてもらう必要があります。

ただし、給与等又は公的年金等の支払者に前年以前に提出された在留カードに相当する書類の写しについて、申告書の提出者から、内容に変更がないため前年以前に提出した留カードに相当する書類の写しにより確認して欲しい旨の申出があった場合において、その在留カードに相当する書類が有効期間（在留期間）内であることが、給与等又は公的年金等の支払者がその前年以前に提出された在留カードに相当する書類の写しにより確認することができる場合は、在留カードに相当する書類の写しの提出又は提示を省略しても差し支えありません。

[Q28] 親族に応じて必要となる「親族関係書類」の組合せについて教えてください。

[A]

親族に応じて必要となる「親族関係書類」の組合せを示すと、次のようになります。なお、「①」は親子関係を証する書類を、「②」は婚姻関係を証する書類を示します。

扶養控除等の対象とする国外居住親族	親族関係書類の組合せ	扶養控除等の対象とする国外居住親族	親族関係書類の組合せ
子		配偶者	
本人の父母		配偶者の父母	
本人の祖父母		配偶者の祖父母	
本人の兄弟姉妹		配偶者の兄弟姉妹	

<表の見方>

例えば、居住者（本人）が非居住者である「配偶者の母」を扶養控除の対象とする場合には、①居住者（本人）と配偶者との婚姻関係を証する書類、②配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類の2つの書類により、居住者（本人）と「配偶者の母」との親族関係を証明することになります。

○ 必要書類の組合せの具体例

子	本人の父母	本人の祖父母	本人の兄弟姉妹
・子の出生証明書	・本人の出生証明書	・本人の出生証明書 ・父（母）の出生証明書	・本人の出生証明書 ・兄（弟姉妹）の出生証明書
配偶者	配偶者の父母	配偶者の祖父母	配偶者の兄弟姉妹
・本人の婚姻証明書	・本人の婚姻証明書 ・配偶者の出生証明書	・本人の婚姻証明書 ・配偶者の出生証明書 ・配偶者の父（母）の出生証明書	・本人の婚姻証明書 ・配偶者の出生証明書 ・配偶者の兄（弟姉妹）の出生証明書